

令和7年1月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
1月15日	1月24日	<p>防火に係る注意喚起について 昨年末より沼津の強風(台風くらいの強風)が連日続いています。昨晩は強風の中、戸田で山林火災が起きました。そんな中でも喫煙者は歩きタバコをしており、消さずに放置している吸殻も沢山見受けられます。先日広報の放送でインフルエンザの注意が流されました。風が強いので、タバコの投げ捨て注意や強風時の火の元注意など流せないでしょうか？</p> <p>追記 沼津には富士市から千本まで、御用邸の前や狩野川などスキの枯草がいっぱいあります。海が近いのでタバコの投げ捨てで火がついた場合、松林に延焼したら大変な事になります。ご検討ください。また職員の方々も自分の担当部署以外の市内の情報共有をなされた方が良いと思います。</p>	<p>この度は、貴重なご意見をお寄せいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ご指摘の通り、乾燥する時期に強風が続くと火災のリスクが高まるため、本市におきましては、予防のためSNSを活用した周知啓発を行っており、先日の強風時にも、火の取扱いに関する注意喚起を行いました。</p> <p>また、駿東伊豆消防本部や地元消防団が、日頃から防火活動に取り組んでおり、特に強風時には巡回を行いながら市民への呼びかけや状況把握を行い、迅速な対応ができるよう努めております。</p> <p>引き続き、安全安心のまちづくりを目指し取り組んでまいりますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。</p>	危機管理課

令和6年12月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
12月20日	1月8日	<p>防災ラジオと同報無線について 以前は防災用ラジオ(1,000円)を設置して、広報の音声は良く受信できました。現在は無くなり、窓を開けても聞こえない時があり、全く聴いていない状態です。元のように各戸(希望者)にラジオを設置して、100%聴けるようにして下さい。又、聞けるような方策をお願いします。年寄りには耳も遠くなります。ご配慮ください。</p>	<p>貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>市の同報無線につきましては、国の電波法の一部改正に伴いアナログ無線機が使えなくなることから、令和4年12月からアナログ方式からデジタル方式に変更いたしました。これにより、以前有償配布しておりました防災ラジオは、デジタル同報無線に対応していないことから受信できなくなったものです。</p> <p>このため、市では同報無線の放送内容を確認出来る「同報無線自動応答システム(電話:055-955-5255)」や事前に申請いただいた電話番号に自動で架電する「自動架電システム」の導入、火災や救助等の災害発生状況をお知らせする「災害情報テレホンサービス(電話:055-926-0119)」を提供しております。</p> <p>また、同報無線で流れた情報と同じ内容を同時に危機管理メールでも配信しており、市ホームページの「危機管理情報・同報無線情報メール」にメールの登録方法を掲載しております。併せて市公式LINEなど、様々な情報伝達手段にて情報発信を行っておりますので、よろしければご利用ください。</p> <p>また、お手持の防災ラジオは、通常のラジオとしてもお使いいただけます。台風や地震などの災害時には、沼津市にスタジオを持つコミュニティFMラジオ局(コーストFM:76.7メガヘルツ)において、パーソナリティによる災害情報をお伝えします。NHKをはじめとする他のラジオ放送局でも災害情報を放送しますので、お手持ちのラジオは引き続き防災用の情報源としてご利用ください。</p> <p>いただいた御意見も参考にさせていただきながら、引き続き市民の皆様一人一人の安全を確保するため、様々な手段による情報発信の確保に努めてまいります。</p>	危機管理課

令和6年11月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
11月6日	11月20日	<p>感震ブレーカーの補助金について 沼津市のLINEで感震ブレーカー取付けの補助金が出るという案内を見ました。 問い合わせたところ、2024年11月以降に取り付けた人が対象だと言われました。 以前から感震ブレーカーには興味があり、三島市等では補助金が出ていると知っていたので、2024年3月ぐらいに沼津市に問い合わせたところ、補助金を出す予定はないと言われました。 仕方なく自費で取付けをしました。 高額な部品だった為、過去に取り付けた人も補助金の対象にして欲しいです。 また、2024年3月に一度問い合わせをしているという事も含めて検討をよろしくお願いします。</p>	<p>この度は、感震ブレーカーの設置に関してご意見いただきありがとうございます。</p> <p>沼津市感震ブレーカー設置事業費補助金は、地震発生時における出火及び延焼による被害を軽減することを目的に、令和6年9月の市議会補正予算の議決を経て11月より開始いたしました。この制度は、感震ブレーカー未設置の方への設置促進を図るための制度であることから、対象となるのは、要綱制定後に新たに感震ブレーカーを設置しようとする方に限られております。</p> <p>令和6年3月にお問い合わせをいただきましたが、この時点では、補助金制度の実施は未定でありました。その後、能登半島地震などの大規模地震における地震火災発生状況から、静岡県が令和6年4月に地震火災対策を推進するため感震ブレーカー設置補助事業を行う市町に対して3分の1を補助する制度を新設したことなどにより、本市においても補助制度を創設いたしました。</p> <p>ご家庭の防災対策として感震ブレーカーを設置されたことに深く感謝いたしますが、誠に残念ながら、制度の開始前に設置された方につきましては、補助金の対象外となります。この点につきまして、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>市としましては、今後も積極的に、防災対策の施策を推進してまいります。今後とも、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。</p>	危機管理課
11月11日	11月20日	<p>防災週間のサイレンについて 地域の安全のために活動してくださっている消防団の皆様、いつもご苦労様です。知り合いが消防団に所属しているので、仕事外に責任のある役目を担われているのは大変だろうと思います。ありがとうございます。活動の苦労があるのは承知の上で意見を述べさせていただきます。 他の方の意見にもありますが、火災予防運動週間のサイレンの吹鳴(夜間)を廃止していただきたいです。小さい子供がサイレンの音で起きてしまい再び寝るのにとでも苦労します。うちは子供の睡眠の理由ですが、そうでない家庭も色々な事情があり夜間に大きな音が続くのは迷惑になっていると思います。啓発活動は大切かもしれませんが令和の実情に合っていないのではないかと思います。 時間帯は各自治体と消防団の協議による決定ということになっていると他の方への回答で見ました。長年の風習みたいなのを変えるのは容易ではないのではないかと推察します。市民から複数の同一の意見が出ていることを重く受け止め、危機管理課の方で非常時以外の夜間サイレンが鳴る活動の廃止を進めていただけないでしょうか。</p>	<p>ご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>ご指摘いただいたサイレンの吹鳴は、春と秋の全国火災予防運動週間中(11月9日～11月15日)、地域住民の皆様の防火意識の高揚を目的に、各地域の自治会と各分団が協議し、吹鳴時間帯等を決めており、お住まいの岡宮地区においては21時にサイレンによる啓発を行っております。21時に行っている理由としては、消防団員が各自仕事を持ち、終業後に消防団活動を行うためです。</p> <p>自治会ごとに実施方法が異なり、サイレンを朝と夜に吹鳴する自治会、夜のみ吹鳴する自治会等様々となっております。</p> <p>ご指摘いただいた内容は、地元分団と自治会に伝えさせていただき、来春の火災予防週間(3月1日～3月7日)に向けて、地元分団の方針として夜のサイレンの吹鳴をしないように時間帯や啓発方法について協議を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>	危機管理課

令和6年8月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
8月28日	9月11日	<p>地震発生時の危機管理情報メールについて 現在、沼津市にて登録できる危機管理情報メールは、地震は震度4(沼津市内)以上の情報のみが適用されています。</p> <p>昨今、地震に関する市民の危機管理意識はあがっています。</p> <p>先程(2024年8月28日 2時5分頃)発生した神奈川県東部を震源地とする地震は自宅にて揺れを感じたものの、沼津市内では震度が4未満だったため、地震の情報メールはもちろん受信しませんでした。</p> <p>もちろん、テレビをつければ震度情報を得ることは可能ですが、同時にメールにて震源地、震度情報を配信して頂けると安心します。</p> <p>沼津市内の震度が1であっても、情報メールを配信できるように、規定の変更を検討して頂けないでしょうか？</p> <p>以前住んでいた神奈川県川崎市にて登録していた情報メールは震度1であっても情報メールを配信してくれていました。</p> <p>ご多忙かと存じますが、検討して頂ければ幸いです。宜しく願い致します。</p>	<p>貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本市の危機管理情報メールは、真に危険な状況が発生したときに、市民の皆様が適切な行動を迅速に取ることができるよう、被害発生の可能性が高く、緊急性の高い震度4以上の地震情報についてお知らせすることとしております。</p> <p>これは、震度1など、微小な揺れを感じる地震での通知が頻繁にあると、地震への反応が鈍化してしまう、防災の場でよく指摘される「警報疲れ」につながるおそれがあることを踏まえたものです。</p> <p>テレビ以外でも、震度や震源地等の情報が受信できるよう、気象庁等が情報ツールを提供していますので、そちらの活用も検討していただければと存じます。</p> <p>いただいた御意見も参考にさせていただきながら、今後も引き続き、市民の皆様一人一人の安全を確保するため、情報発信に努めてまいります。ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	危機管理課

令和6年7月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
7月30日	8月15日	<p>災害時の避難所の冷房について この暑さの最中、避難した時、冷房のないところに避難することに命の危険を感じます。 そのため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在指定されている避難所の冷房の有無 ・停電時にも冷房が使える避難所の有無 <p>について知りたいです。 避難先の目安にするため、通年HP等から確認できるようにして下さると便利だなと思います。</p>	<p>現在、本市の指定避難所は49箇所あり、沼津市総合体育館や地区センター等、一部の避難所には冷房機器がありますが、避難所のほとんどは小中学校が指定されおり、避難者が過ごす主な場所となる体育館には冷房機器が備わっておりません。 熱中症の恐れがある場合、冷房機器がある別室で休む等も考えられますが、これは一部の人のみの例外的な対応となります。 停電時については、発電設備があったとしても、その電力は夜間の照明や通信連絡等、必要最低限の用途に使用されるため、限られた電力の中、冷房を稼働させることは想定しておりません。 現状の熱中症対策としては扇風機等を活用することとなりますが、近年の気温上昇は著しいため、避難する住民の皆さまが安心して過ごせるよう、今後も教育委員会や関係部署と連携して、避難所の環境改善に努めてまいります。 なお、原則として避難所は各自が選ぶものではなく、自治会ごとに割り振っておりますので、添付した資料「避難所一覧」または市HPでご自身の避難先をご確認ください。また、市内全域が被災した場合、県外等への広域避難も想定されますので、ご理解の程よろしく申し上げます。</p>	危機管理課

令和6年6月分「市民の声」一覧

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
6月7日	6月25日	<p>防災無線の緊急地震速報について 6月初め6:30頃に緊急地震速報が流れましたが、それを聞いて思ったのは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大地震です」というだけで取るべき行動が分からない ・口調がのんびりすぎて緊迫感がない <p>ということです。 あれでは自分のことと思って行動する人は少ないです。実際、周りを見ても誰も慌てることなく、のんびりしていました。</p> <p>せっかく地震速報が防災無線で流れるのに効果が非常に低いと思います。 住民の命を守るのが目的のはずですので、もっと緊迫感がある口調で「地震が来ます！高台へ逃げて！」とか伝えたいことを明確にして住民に行動を促すべきです。</p>	<p>大変貴重なご意見、ありがとうございます。</p> <p>6月3日午前6時31分頃に流れた緊急地震速報は、気象庁から、静岡県東部に震度4程度の地震が起こるとの速報が発表されたため、全国瞬時警報システム(Jアラート)により、防災行政無線が自動起動され、一般的に全国で統一されているアナウンスが本市の同報無線から、放送されたものであります。</p> <p>放送につきましては、まず、報知音(サイレン)により、緊急事態をお知らせし、その後、過度な緊張やパニックを起こさないよう、冷静な判断を呼びかけるため、誰もが聞き取りやすい口調でお伝えしているものであります。</p> <p>なお、今回は緊急地震速報のあとの津波警報等の発令はありませんでしたが、例えば、市内に津波警報が発令された場合には、「津波警報、津波警報。ただちに高台に避難してください。」と放送されることとなります。</p> <p>災害から身を守るためには、迅速な避難行動をとることが求められますので、引き続き、想定される災害に対する避難行動の周知に取り組んでまいります。</p> <p>今後も本市の防災行政にご理解とご協力をお願いいたします。</p>	危機管理課

令和6年4月分「市民の声」一覧

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
4月2日	4月12日	<p>耐震診断アンケート 木造住宅の耐震診断アンケートが送られて来たが2019年に亡くなった義父の名前だった。市役所は各課の横の連携が何もとれていない。何のためのマイナンバーなのか。税金を取るためだけに使用してると思われても仕方がないのでは。死亡届を出したら関係各所に連絡がたって名義変更等必要があればその課から連絡があるとかしてほしい。国に言うべきかもしれないが年金事務所や法務局にもマイナンバーで死亡が連絡され手続きに必要な内容とかが連絡されるといいと思う。</p>	<p>このたびは、既に亡くなられたお義父様あてにアンケートを送付してしまったことに対し、お詫び申し上げます。</p> <p>今回送付いたしました木造住宅の耐震診断アンケートは、令和6年1月1日に発生した能登半島地震を受け、市内の木造住宅の耐震化率向上を図るため、実施したものです。</p> <p>アンケート実施にあたり、耐震診断実施に関する管理台帳を活用いたしましたが、以前に整備した管理台帳であるため、既に名義変更された方あてにも発送されるなど、関係者の皆様にご心配、ご迷惑をおかけしております。</p> <p>今後は、関係機関との連携を図り、所有者情報の更新方法等について検討するとともに、発送に向けた対象者の絞り込み作業の際にも注意を払い、実施してまいります。</p>	住宅政策課

令和6年3月分「市民の声」一覧

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
3月4日	3月12日	<p>7時と21時に鳴るサイレン 朝はまだ良いのですが、夜のサイレンを鳴らす時間を考えてください。 まだ小さい赤ちゃんがいます。 いつもやっとの思いで寝かせているのにサイレンで泣いて起きてなかなか寝付かなくなります。 鬱になりそうです。 意味があってやっているというのは分かっていますが、せめてあと1時間早くするか、音量を下げてください。 本当に迷惑です。</p>	<p>ご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>サイレンの吹鳴は、全国火災予防週間中(春季は毎年3月1日～7日、秋季は11月9日～15日)に市域住民の皆様の防火意識の高揚を目的に自治会と消防団が協議し、吹鳴時間帯を決めております。</p> <p>防火行事は地域の慣習もありますが、ご指摘いただいた内容を地元分団に伝えさせていただき(3月4日)、21時のサイレンの吹鳴は、残りの期間は実施しないとの回答をいただきました。</p> <p>今後もサイレンの吹鳴について、今回のご意見も踏まえ、時間帯や音量について、自治会と消防団で協議を行うとのことですので、ご理解の程よろしく願いいたします。</p>	危機管理課
3月7日	3月13日	<p>消防団の皆様へ いつもありがとうございます。 元旦にいつもご丁寧にご挨拶に来ていただきありがとうございます。 おばあちゃん子供達が楽しみに待っているんですよ。 毎年来てくださるのが少しずつ遅くなるのは、団員不足が影響しているのだと推測致します。 先日、消防団員不足の特番を見ました。 皆さんには本当に感謝しています。 これからも頑張ってください。</p>	<p>本市消防団の活動に、ご理解いただき、ありがとうございます。</p> <p>今回いただいたご意見は、消防団員にとって大変励みになると思いますので、団幹部を通じてお伝えさせていただきます。</p> <p>消防団は、地域において火災をはじめ、近年、頻発、激甚化する自然災害から市民の生命を守るために非常に重要な役割を担っております。</p> <p>しかしながら、ご指摘のとおり全国的にも消防団員が減少傾向にあり、団員の高齢化も課題となっております。本市も同様の状況であるため、活動の効率化による団員の負担軽減のほか、会社員等の方々に対しては、職場の理解が不可欠であることから、協力事業所を積極的にPRするなど、消防団員の確保と団員の皆様が活動しやすい環境整備や市民の皆様に消防団の必要性をご理解いただくための広報活動などを行っています。</p> <p>このような市の活動に加え、消防団が地域を支えると同時に地域が消防団を支えることは、より効果的な団員確保対策につながりますので、今後とも消防団の活動に、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>	危機管理課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
3月11日	3月22日	<p>消防団の詰所移転・消防団員の質向上 夫が消防団員として活動しています。今年も3月11日になりました。消防団員の妻として思っていることを伝えさせてください。</p> <p>・市内消防団詰所を高台等に移転する計画がある、は事実でしょうか？ 以前、「津波の来ないところに詰所を移転したほうがいいという話がある」と聞きました。すぐに進めて欲しいと思いました。真っ先に津波で流される所に詰所があるからです。災害発生時にはまず、自身と家族の安全を確認出来てから消防団として出動することになっているようですが、待機場所である詰所が危険では大変困ります。</p> <p>・前述の計画があるとして、1分団から順に進めなければいけないものですか？ 先日確認したところ「早い番号の分団の移転候補地が見つからないから進んでいないようだ」と聞きました。事実でしょうか？ 候補地がある分団から迅速に進めて頂きたいです。40近い分団があるのに、行き先無いから一桁の分団で止まっている、というならこんなふざけた話はないです。災害は順番待ちしてくれないですよ。</p> <p>・消防団員の質向上について 夫は自分の時間を割き、家族の時間も削り、いざという時にすぐ出動できるように気を張っています。私は誇りに思いません。 なのに、近隣の分団みたいにしょっちゅうBBQして消防車のメンテはせずバッテリーあげているような人達のせいで、地区には、消防団員に良いイメージが無いばかりです。飲み食いするなどは言いません。活動後の慰労は必要です。現状では、プライベート削って真面目に地区の防災に気をつけている団員が、割り食っている気がします。 市として手当を出しているなら、普段の活動をもう少し見てほしいなと思います。 市として「敬意を持って貰える消防団」をつくる後押しをお願いしたいです。 (市民にも団員にも意識改革が必要だと思っています)</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>消防団の分団詰所の更新につきましては、原則として築年数の古いものから行っておりますが、津波浸水区域に位置する詰所に限っては、高台等への移転先が確保できた箇所から移転を進めており、今も第17分団詰所の移転を準備中です。 津波浸水区域には、まだ11カ所に詰所があるものの、移転候補地の確保が難しく、苦慮している状況であります。今後も引き続き、自治会等にも協力を頂く中で適地の検討をしてまいります。</p> <p>消防団員の資質向上につきましては、ご意見にありますとおり、団員に課せられた使命の遂行、それに伴う地域からの信頼やイメージ向上などは市としても重要な課題であると考えております。したがって、団員の方々には、他にお仕事をお持ちで多忙の中ではありますが、知識、技能、規律の向上のための研修に参加していただくとともに、定例的な会議などで消防団として適切な行動をとるようお願いしております。 また、団員数が減少傾向にある現在、消防団のイメージ向上は団員確保対策のひとつとして有効であることから、消防団の必要性や活動状況等を様々な機会を捉えてアピールしたいと考えております。 消防団は、地域において最も身近に皆様の生命や財産を災害から守る重要な組織でありますので、今回のご意見を参考に、団員の資質向上に向けた取り組みを今一度徹底してまいります。</p> <p>今後とも消防団活動にご理解とご協力をお願いいたします。</p>	危機管理課

令和6年2月分「市民の声」一覧

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
2月28日	3月12日	<p>津波避難ビルの拡大運用(指定) 津波ハザードマップ改訂版が各家庭に配布されました。 私の住む千本地区〇〇は想定・津波浸水域ではありませんが、津波避難訓練対象区域であり、避難訓練を実施しています。北東方向は第一地区に接しておりますが、第一地区は避難訓練対象区域ではないため避難ビル等の指定などはされていません。 ハザードマップなどには「津波災害警戒区域の外へ逃げる」「海と逆方向へ逃げる」ことなどが書かれており、最寄りの避難ビルに加え第一地区にも避難ができることが望ましいと思います。 以前、避難訓練の一環で錦丸子町のホームセンターの屋上(駐車場となっており、収容可能人員は数百人以上)を使わせていただきましたが、その後同店より「津波災害警戒区域外であり、避難ビルにも該当しないので協力できない」(実際に起きた時には避難を受け入れる)とのことで、以後利用していません。 実際に避難する際、身近にある避難可能場所を少しでも多く知ることが訓練の重要な目的であると思います。 当時、同店を含めた類似施設への働きかけについて、「検討する」ということでしたが、今回の改定には反映されませんでした。 災害警戒区域に隣接した区域に同様な施設があれば「準避難ビル」や「避難協力ビル」として協力を要請し、日頃より地域防災活動にご理解していただくことが肝要と思います。 能登半島地震の事象を勘案し、想定区域内ですべてを完結するのではなく、近隣地域との協力や相互支援を日常的に行えるような仕組みづくりが必要と思われます。</p>	<p>ご指摘のとおり、津波避難ビルは津波避難訓練対象区域における居住する市民の皆様や観光客等が津波から一時的に身を守るための避難場所の確保を目的に指定しております。 このため、現状においては、対象区域外に位置する施設を津波避難ビル等に準ずる施設として扱うことは考えておりません。 静岡県においては、国からの新たな南海トラフ巨大地震の想定を受け、来年度から第4次被害想定の見直し作業に入ることとなっているため、市としても見直された被害想定に基づき、地震・津波対策の修正をしていきたいと考えております。</p>	危機管理課

令和6年1月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
1月4日	1月31日	<p>沼津市消防団の元日寄付金集め 全2件 1月1日午前、沼津市(〇分団)の方が、帰省中の実家に来て、寄付金を払われました。 その際に妻が、「寄付金集めは禁止されていませんか?」→「禁止されていません。」 「寄付金は強制ですか?」→「活動費用として、地域の皆さんにお願いしております。」 というやり取りがあり、おかしいと思いながらも、新年早々揉めたくないと思い、嫌々財布からお金を出しました。</p> <p>それを聞いた私が、他の家で寄付金を集めている消防団員【〇分団 〇〇氏】を探し、問いかけました。 ・消防団員は特別職の公務員であり、金品を要求するのはおかしいのではないかと? ・活動費とは何か、ホースや防災服などは市から予算が下りないのか? →私的な飲食代に使っていることを自白 ・沼津市のHP【市民の声 令和4年1月】で確認した。 市が各分団に寄付金を集めないように通達しているのではないかと。 ・返金して欲しい。 と伝えましたが、団員からは、「私では分からない、返金もできない、責任者に電話する」と言われ、電話後待ちました。詰所から、50mほどの場所でしたが、10分待っても、責任者は来ずに、予定があったために、諦めて帰宅しました。</p> <p>また、消防団員は、 ・地図【世帯が分かるもの】を悪用し、それに回った場所、寄付金をだした家などをマーカーでチェックしている。 ・名札もポケットに入れて、名前が見えないように隠している。 この二点も問題ではないでしょうか。 危機管理室だけではなく、頼重市長・高橋議長からも正式な見解をお聞きしたいです。 そして、不当に集められた寄付金はどのように使われているのでしょうか。 収支予算書、決算報告書は沼津市に提出されているのでしょうか。 今回の事件は詐欺罪に該当【虚偽の説明をし、金品を奪う行為】いたしませんか。</p>	<p>消防団による寄付金の募集は、「沼津市消防団条例第12条(遵守事項)(7)」により行ってはならない事項となります。</p> <p>消防団の寄付金の募集につきましては、消防団会議等におきまして、以前より禁止事項として周知徹底をしてきたところです。今回のご指摘を踏まえ、当分団に対し、事実確認を行っております。また、受け取った寄付金については、返金するよう指示しました。 改めて、全ての分団に対し消防団会議等の場において、寄付金の募集の禁止について、再度周知徹底してまいります。</p>	危機管理課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
1月24日	2月8日	<p>地区センターに「赤ちゃんの駅(授乳、おむつ替えスペース)」を 先日の震災を見て、地区センターに『赤ちゃんの駅』を整備して欲しいと思いました。</p> <p>災害時の避難場所として、地区センターで開設される場合もありますし、ほんとにひどい時は、避難場所に指定されていなくとも、施設が無事なら避難場所として使われることもあると思います。</p> <p>地区センターはその地区のコミュニティを推進するもので、高齢化の著しい地区もあるのかもしれませんが、先日の震災でもそうでしたが、避難場所としてその時避難してくる方もいます。</p> <p>昨今は水害も多く、半日～1日程度の一時的な避難の時なども、授乳室等があると助かると思います。</p> <p>新しくできた香陵アリーナでは、しっかりとした授乳室が設けられ、赤ちゃんを育てている方も使いやすく、素晴らしいなと思いました。</p> <p>災害時の利用に主眼を置きはしましたが、授乳室、オムツが変えられる場所があると、赤ちゃんを育てている方も、外に出やすいと思います。そこに行けば、作業可能な場所があることが、外に出るきっかけにもなると思います。</p> <p>地区センターを新しくするならば是非設けて欲しいですし、すでにある地区センターも完全個室のベビーケアルーム(授乳室) mamaroのような、あとから設置できる授乳室もあります。</p>	<p>本市では、災害時の指定緊急避難場所として、市内56か所を指定しており、一部避難所(施設)では、乳幼児を抱える保護者の皆様が授乳やオムツ替えなど、プライバシーを確保できる専用スペースをあらかじめ確保している避難所もございます。</p> <p>しかしながら、そのような専用スペースが確保されていない避難所においては、各地域の自主防災会にて、簡易的なパーテーションや個室テントでスペースを区切るなど、様々な用途として活用できるよう、運営計画が策定されております。</p> <p>有事に当たっては、授乳室のみならず、限られたスペースの中で可能な限り様々な避難者のニーズに応じた配置や対応ができるよう、引き続き、地域や学校と避難所運営等に関する協議を行っていきたくと考えております。</p> <p>今後整備する地区センターにつきましては、指定避難所に関わらず、平時においても子育て世代の方にも広くご利用いただくため、授乳室の設置に向けて検討してまいります。</p> <p>また、既存の地区センターにつきましては、授乳室の設置に関して各地区センターに寄せられている声やニーズを把握するとともに、設置の可能性について調査してまいります。</p>	危機管理課

令和5年11月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
11月7日	11月24日	<p>消防団の運転について 先日の日曜に沼津市の消防団がパレードと称して3台の消防車を市内を運転していました。</p> <p>1、Twitterで問題視されている件ですが、この件に関して消防団から報告はありましたか？ 2、体が車体からハミ出ている乗車姿勢のまま公道を走行していましたが、沼津市の許可を得ているという者もいますか？ 3、千葉県で起きたの転落事故でも緊急時以外での走行もあり道路交通法違反(設備外乗車)容疑と報道されていますが、今回のパレードの申請は緊急時の走行を含むものとして沼津市は認可した事実がありますか？ 4、乗車の際に座席同士をつなぐように板を置いてその上には立っているようですが、沼津市としてこのような乗車をパレードで認めたのでしょうか？ 5、沼津市としてこのような乗車姿勢を指示命令、許可などしていない場合、沼津市は今後どのような対策、指導を行いますか？</p> <p>お忙しい中、大変申し訳ございませんがOBからも危険視されていましたが歴代の団長の指示に従って行動してきたとの話もあるため是非とも改善をしていただきたく思います。</p>	<p>この度は消防団の活動について、ご心配をおかけしてしまい大変申し訳ありませんでした。沼津市消防団では、年間2回の火災予防週間(春季・秋季)において、防火パレードを実施し、火災予防について、広報活動を実施しております。ご質問につきまして、下記のとおり回答いたします。</p> <p>1、当分団よりパレードの後報告を受けております。 2、「当分団としてもパレード時に予め車体から体をはみ出して走行するつもりではなく、広報活動に尽力したところ、このような結果になってしまった」と報告を受けております。 3、道路交通法自体については、沼津市はその許可権限を有しておりませんが、消防団からの防火パレードの実施依頼につき、市は道路使用許可申請を警察署に提出しており、通常の防火パレードとして許可を受けているのみとなります。 4、同上 5、消防団は、消火活動のみならず平時、非常時を問わず地域の消防防災リーダーとして、住民の安全・安心を守るという重要な役割を担って頂いております。同時に法令順守等を含め市民の模範となる立場にあります。このため、報告のありました分団に対し同様の行為を行わないよう指導しました。また、今回の件については、交通事故の未然防止の観点も踏まえ、消防団幹部と情報共有する中で再発防止に努めてまいります。</p>	危機管理課
11月13日	11月21日	<p>防災週間のサイレン 全2件 以前にもご意見をいれている方がいらっしゃいましたが、防災週間のサイレンの時間をどうにか変えることはできませんか？幼い子供がいるので朝7時は良いのですが、21時に鳴るのをせめても20時頃に変えて欲しいです。サイレンの音で必ず泣いて起きてしまうので寝かしつけを21時過ぎからしなくてはならないです。ただでさえワンオペで大変なのに、本当に困ってます。子育て世代を苦しめるものでしかありません。どうかご検討頂きたいです。</p>	<p>ご指摘いただいたサイレンの吹鳴は、春と秋の全国火災予防運動週間中(11月9日～11月15日)に地域住民の皆様の防火意識の高揚を目的に各自治会と消防団が協議し、吹鳴時間帯等を決めており、お住まいの東椎路においては7時と21時にサイレンによる啓発を行っております。21時に行っている理由としては、消防団員が各自仕事を持ち終業後に消防団活動を行うためです。</p> <p>各自治会ごとに実施方法が異なり、サイレンを朝と夜に吹鳴する自治会、夜のみ吹鳴する自治会等様々です。 ご指摘いただいた内容は地元分団と自治会に伝えさせていただき、来春の火災予防週間(3月1日～3月7日)に向け時間帯や啓発方法について協議を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>	危機管理課

令和4年11月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
11月4日	11月16日	<p>防災ラジオ回収方法の提案</p> <p>同報無線がアナログ方式からデジタル方式に12月1日から移行することが11月1日号の広報ぬまづに掲載してありました。これによると、防災ラジオでの同報無線は受信できなくなるとのことで、防災意識の強い市民や自治会館などに設置してある受信設備は、単なる地元のラジオ局受信のラジオとなってしまいます。</p> <p>残してもよいのですが、今までの経験から雑音を伴う受信頻度が高く、緊急時に備えるような機器としての価値が無くなると思います。</p> <p>従っていずれ廃棄処分される運命だと思いますので、回収方法を提案します。</p> <p>提案1: 小型家電扱いで、地区センターなどに設置してある回収ボックスを利用できるようにする。(資源ごみに出さない)</p> <p>提案2: 危機管理課で一括して回収受付をする。その際には、防災に関する情報や意識高揚の方策が生かされる資料や物品を活用する。</p> <p>提案3: 回収期間を今年度内程度に設定し、利用していた市民に今までのお礼や今後の情報周知を含め、防災グッズ等を配布する。</p> <p>市から購入者を募集し利用してきた設備ですので、終わり方も心のこもった対応をしていただければと思います。</p>	<p>防災ラジオにつきましては、電波法令の改正に伴うデジタル化により、令和4年12月1日から同報無線の電波を受信できなくなりますが、一般のラジオ放送は受信できますので、故障等なければ、日常利用のラジオとして、また、災害時に持ち運び可能な情報収集手段のひとつとして、引き続きご活用いただければ幸いです。</p> <p>また、このような状況から、市として特別な回収・処分を行う予定はありません。</p> <p>故障等により最終的に防災ラジオを廃棄される場合は、地区センター等に回収ボックスを設けている「使用済み小型家電」には該当しませんので、埋め立てごみの日に熱源利用プラスチックごみ(③類)としての廃棄をお願いいたします。</p> <p>なお、メーカーでは、既に交換用部品の生産が終了していることから、修理等の対応もできないことをご了承ください。</p> <p>市では防災に関する情報発信として、同報無線放送に加え、危機管理情報のテキスト配信(文字配信)に力を入れております。</p> <p>同報無線の放送内容は事前登録制のメールで配信しており、その他の危機管理情報については市公式防災アプリ、LINE、Twitter等でもご覧いただけます。</p> <p>また、同報無線の聞き逃しに対応するための「自動応答システムダイヤル(055-955-5255)」や、スマホ等をお持ちでない方向けに避難情報等を事前に登録した電話番号にお届けする「自動架電システム」を運用しておりますので、ぜひ、ご活用ください。</p>	危機管理課

令和4年7月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
7月28日	8月16日	<p>大瀬崎土砂流入への対策 大瀬崎をよく利用しているダイバーです。 大瀬崎海水浴場は、大雨が降ると大量の土砂が流入し、ダイビングや海水浴の経営に多大な影響があります。 ここ最近も複数回の流入が立て続けに発生しました。 土砂の清掃や砂利の被覆等の対策は重要ですが、土砂流入が発生しないような根本的な対策はできないのでしょうか？ 例えば、海水浴場まで降りる道の突き当たりの「ココモ大瀬崎」様には毎回店内にまで土砂が流入し、その都度臨時休業を強いられているため、経営に直接的な影響がございます。 自然相手ですので完全に押さえ込むことは困難であり、私からも具体的な対策案が提示できないところで恐縮ですが、沼津市にとっても大切な観光資源である大瀬崎のダイビング・海水浴を最大限に活かすためにも、抜本的な対策をご検討いただきたく存じます。</p>	<p>大瀬崎海水浴場の上流域で広範囲に降った雨は、大瀬川に集まり、下流域へ下り、山裾を周って海へ流れ出ています。 最近、短時間に集中的に大雨が降ることから、大瀬川においても大量の雨水が流れ込み、下流域へ流れながら天然河岸部を浸食して、雨水と共に土砂等が含まれ一気に流れ出たことで下流部の水路が抱えきれず、道路や海岸まで大量の土砂が溢れ出たものと推察しております。 今後の対策といたしましては、河岸部の土砂流出を考慮した対策工法の検討を進めておりますので、早期に整備効果が発揮できる対策から順次整備に向けて調整して行きたいと考えております。併せて、既存施設においても最大限土砂を食い止められるよう堆砂状況についても監視していきます。</p>	河川課

令和4年6月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
6月27日	7月14日	<p>消防団について 現役消防団の知人 古い体質から脱却し時代に合わせたやり方をお願いします。 苦勞されている現役の知人(ノイローゼ気味)から聞いたり、実際に見学した話をもとに声を挙げさせてもらいます。 まず、本職ではないことが前提 毎月2回ほど消防車の点検とホースを使った吸い上げ、放出の点検、夜間の巡回、これは理解できます。 しかし、車の点検時や並び方・声の掛け方・手足の動き方が複雑で覚えにくいといけないうで、見ていて非常に不愉快と疑問を感じました。彼らは本職でもない、プライベートや本職があって、そこまで求められるのは大きく違うと思います。規律やら、メリハリなどと言いますが、人によって言っている事が違っており、先輩、後輩で記憶違いな場面が生まれています。そりゃ混乱がです。彼らは自衛隊でもない。 点検も、わざわざ隊列作らず普通にチェックシート持って簡易的にやるべきです。 特に複数で動きを合わせた行為は、覚えなさいいけない感が出ています。のちのちの後輩に教えなさいいけない、なかなか出れない隊員にも負担、悪循環です。 本当に消防団が必要と思うなら、なぜ、人が集まらないのかと真剣に考えて実行にうつしてあげてください。 過去の市民の声、消防団への意見を見ていて、各消防団に委ねている感じからしてやる気が見られません。 独身やお子さんがいない方は参加しやすいかもしれませんが、くだらないお披露目、各町内の消防器具の点検、お祭りの参加、他消防団との合同訓練何でもかんでも活動を入れすぎ、お金の問題ではなく、やれる人員がについてこれていない、現実には子供がいる家庭、職業柄的に多忙な方には厳しいと思います。 日中帯の出初式や自治会へのお披露目は廃止して、彼らが本来夜活動している時間帯に、消防署職員、第三者の市職員らが直接視察させ現役役員だけでなく、一団員にも気持ちを聞いて、やりやすい環境作り、参加しやすい活動に改善していくのが必要だと思います。 また聞いていると、訓練の中にある隊列や車の乗り方、別隊員と動きを合わせた動き、これ本番でやらないですよね？ 訓練時には本番では着用しない靴などを使い、これも本番ではしませんよね？非現実な話多々 見栄えから正そうとしていますが、抑えるところがずれており、まず考えという中身から整えるべきです。 1消防団だけならば、改善の余地はありうそうですが、他消防団と共同訓練になると、また覚えていたことにズレを発生し困らせています。 市民をこき使いすぎです。 大きな消防車よりもっとコンパクトな車にして消防職員を雇えるお金に回した方が・・・ 覚える必要がない。誰が出ても困らない環境作り、会社なら即正されますよ。 共同訓練、披露目、訓練、隊列や規律を廃止し、簡易的な点検と巡回？程度に縮小するか、消防団を廃止すべきです。 横浜や大阪などの廃止にした自治会を参考にすべきです。 消防団に所属したから参加できます、やれますという認識は大きな誤解です。 本職やプライベートに支障が出たらどうされますか？ この知人や他の団員に何か起きる前に早急な改善を沼津市へ求めます。</p>	<p>消防団の活動に関し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>消防団は火災をはじめ、近年、多発化・激甚化する大雨等の気象災害に対応し、地域の安全・安心を守るために活動しております。</p> <p>そのような中、消防操法大会を前提とした訓練が消防団員の大きな負担となっているとの指摘があることから、消防操法におけるパフォーマンス的な動作やセレモニー的な動作の見直し、消防操法大会の代表輪番制の導入などを検討しているところです。</p> <p>また、消防団協力事業所表示制度や消防団応援の店制度の導入など、消防団員が活動しやすい環境を整えるとともに、消防団員の処遇改善の一環として、令和4年度から出動報酬の引上げを行っております。</p> <p>ご指摘のありました訓練の指導方法の統一につきましては、訓練の指導教育を行う訓練指導員において指導方法の研修を行い、統一を図っているところです。</p> <p>また、消防団の訓練披露において行われる「消防操法」につきましては、消火活動における基礎的な動作をまとめたもので、消防団員が火災現場の最前線で組織的に安全に活動するために大変重要なものと考えております。</p> <p>このような状況を鑑み、本市においては、基礎的な訓練としての消防操法とともに、地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練の導入につきましても、検討しているところです。</p> <p>今後も消防団員が活動しやすい環境整備と訓練等の負担軽減について、引き続き検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。</p>	危機管理課

令和4年5月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
5月27日	6月14日	<p>防災情報について</p> <p>1.電波法の改正等で現在、市が配布した防災ラジオでは同報無線の受信機能で聞こえにくい野外のスピーカーからの防災情報より、防災ラジオの放送の方がはっきり確実に聞こえます。特に冬季、2重サッシ等の防音の効いた屋内では外の同報無線は聞こえません。現在はTCNのケーブルテレビからの同報無線を有線で接続していますが、今後、デジタル化後もTCNケーブルを通じての受信は可能でしょうか？(TCN内でデジタルからアナログ変換と現在への送信周波数変換)</p> <p>2.市は同報無線のデジタル化後はネットまたはfaxでの情報提供を検討されているとの事ですが、スマートフォンを使用していない方、faxを所有されていない方、年配者を中心に機械操作に不慣れな方等、市民には相当数いらっしゃると思いますがその対応はどのようなのでしょうか。また、大規模災害時は通信の輻輳障害、基地局、携帯のバッテリー消費で通信回線の途絶等もあり、スマホやfaxでの連絡は困難だと思います。現行の同報無線受信できる防災ラジオの方が確実と思われるかもしれませんがいかがでしょうか。</p> <p>3.今後、防災ラジオによる同報無線の受信が不可能となると現行のラジオではコミュニティFMを利用した緊急告知ラジオが緊急時の情報提供手段となるとと思いますが、今後、以前配布した沼津市の緊急告知機能を搭載した防災ラジオの再配布計画はありますか</p>	<p>まず、ケーブルテレビとラジオを直結して同報無線の放送を受け取れるサービスについてですが、TOKAIケーブルネットワークに確認したところ、デジタル化完了後はこのサービスができなくなるとのことでした。</p> <p>なお、緊急時にFMぬまづのラジオ放送に、市からの緊急情報を割り込ませる「割り込み放送」は引き続き実施します。</p> <p>次に、防災ラジオの再販については、昨年度もメーカーに問い合わせしておりますが、デジタル化した同報無線の電波を傍受できるラジオは商品化されておらず、現時点で再販の計画はありません。</p> <p>同報無線による放送についてですが、住宅の気密性・静粛性の向上により、建物内で聞き取りづらい状況となっていることは、市としても認識しているところです。そこで、市では同報無線の放送内容を、より多くの市民の皆様にお届けするため、メールにて配信しております。また、聞き逃し等に対応するため、過去48時間以内の放送内容を電話で確認できる「自動応答システムダイヤル」を運用しております。</p> <p>さらに、風水害をはじめとした災害時も、より多くの市民の皆様にご案内するため、同報無線にあわせ、メール、防災アプリのほか、LINE、Twitter、Yahoo!JAPAN及びYahoo!防災速報のアプリケーションを通じてテキスト配信(文字による配信)を行っております。</p> <p>なお、携帯電話・スマートフォンをお持ちでない方に対しては、登録した電話番号に避難指示等の緊急情報をお届けする「自動架電システム」も併せて運用しております。</p> <p>市では、お知らせする内容が多様化する中、携帯電話・スマートフォン向けに、見直し・読み返しができるテキスト配信に力を入れているところです。特に防災アプリについては、日頃からお住まいの地域の災害危険度や避難地・避難所の位置を確認できる機能も備えるものとして、令和元年度から運用しているところです。</p> <p>市民の皆様へ、災害時の情報取得手段として、どれか1つでもお使いいただきたく、広報ぬまづへの掲載やご案内のチラシを作成し、各自治会での組回覧をお願いするとともに、訓練やイベントの際に「公助のレシピ」としてご案内しております。</p>	危機管理課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
5月27日	6月9日	<p>避難行動要支援者等のホテル・旅館への風水害時の事前避難に対する補助金交付について 次の1～6についてお尋ねします。</p> <p>1. 制度(仕組み)改正があったのですか？ ①居住要件:(3年度)「沼津市洪水ハザードマップ」の洪水浸水想定区域か、「沼津市土砂災害ハザードマップ」の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内のいずれかにお住まいの方 →(4年度)避難情報が発令された地区に居住する方</p> <p>②属性要件:3年度・4年度改正はないですかね。</p> <p>2. 改正(変更)があったとすると、その理由をお聞かせ下さい。</p> <p>3. コロナ禍での時限的措置ですか？ コロナが終息した後は、再び3年度の要件に戻るのでしょうか？</p> <p>4. 下香貫地区では対象施設がホテル翠泉閣しかありません。他地区の施設を予約する場合、災害時での移動危険度や金銭的負担の増加等の課題があります。どうお考えですか？</p> <p>5. この制度の利用促進を図る為に、市民への周知方法はいくつかあると思いますが具体的にお示し下さい。(広報めまづ6月1日号に掲載するんですね)</p> <p>6. 4年度の予算はいくらですか？</p> <p>誤字・脱字・乱筆等ご容赦下さい。 以上宜しくお願いします。</p>	<p>令和3年度から実施しております、「避難行動要支援者等宿泊施設利用料補助」につきましては、今年度も継続して実施するにあたり、制度の見直しを行い、その結果、居住要件の変更を行いました。</p> <p>内容といたしましては、ご意見にあるとおり、避難情報が発令された地区、かつ、沼津市洪水ハザードマップの洪水浸水想定区域または沼津市土砂災害ハザードマップの土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のいずれかにお住まいの方、としていたものを、避難情報が発令された地区にお住まいの方、と、対象を拡大したものであります。</p> <p>属性要件につきましては、コロナ禍における避難行動要支援者の皆様の分散避難を第一に促進する必要があることから、現状のままとしております。</p> <p>居住要件を変更した理由といたしましては、市民の皆様からのご意見の中で、対象者の拡充、居住要件の緩和に関するお問い合わせが多かったことから、より利用しやすくなるように制度の見直しを行ったものであります。</p> <p>本制度は、新型コロナウイルス感染症対策として開始したものでありますが、現時点では新型コロナウイルスの終息の見通しは立っておらず、終息後の対応については慎重に判断してまいりたいと考えております。</p> <p>お住まいの地区の状況により、宿泊施設への移動に時間がかかることや、夜間の移動は二次災害の危険があるため、可能な限り昼間のうちに避難ができるよう、気象状況を注視しながら、早い段階で避難情報を発令できるよう努めてまいります。</p> <p>本制度の周知については、市ホームページ、広報めまづへの掲載のほか、全地区での組回覧を行い、民生委員・児童委員の皆様や、母子健康手帳の交付時に案内チラシの配布等を行っております。</p> <p>今年度の予算措置額は600万円となっております。</p> <p>今後も本制度の実施にあたり、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p>	危機管理課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
5月30日	6月14日	<p>避難行動要支援者等の個別避難計画の取組み状況について</p> <p>災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者らの避難手順をまとめた「個別避難計画」の作成について、災害対策基本法の改正で自治体の努力義務とされてから5月で1年が経ちました。</p> <p>沼津市の5月31日現在での進捗状況と6月以降の取組みについてお尋ねします(お聞かせ下さい)。</p>	<p>個別避難計画は、令和3年5月の改正災害対策基本法に位置付けられ、計画作成が自治体の努力義務となりました。</p> <p>これに伴い、内閣府では「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改訂し、計画作成の優先度が高いと判断する者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後、おおむね5年程度で取り組むこととしています。</p> <p>これを受け、現在本市では、内閣府の取組指針に基づき、庁内関係課による検討会を立ち上げ、作成に際し必要な優先度の考え方、個別避難計画の内容(様式)等について検討を行っています。併せて、門池地区をモデル地区として設定し、地域住民の声を反映しながら、計画作成に向けた取組みを進めています。</p> <p>今後も引き続き、庁内及びモデル地区での検討を行い、効果的・効率的な作成手法を構築し、段階的な取組みを進めてまいります。</p>	社会福祉課